

中央人事行政機関に関する答申等（抜粋）

昭和57年7月：臨調第3次答申

現在人事院が行っている事務には、かなり細部にわたり承認事項とされているものもあるが、これについては可能な限り整理・基準化を行い、各省庁の実施にゆだねる。その際、人事局は統一保持上必要な総合調整を行う。

総合管理庁の所管は次のとおりとする。 / () 現行の人事院の事務のうち行政の執行責任を有する内閣総理大臣が所掌することが適当と考えられる事務

昭和60年7月：行革審答申

政府の雇用者責任を明確にするため、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って人事院の事務を見直し、全政府的観点に立った人事管理の総合調整の強化を図る。

平成5年10月：第3次行革審最終報告

人事行政について、国家公務員法を中心とした関係法令を見直し、中立的機関が担うべき事務と国の行政機関の側において担うべき事務を合理化する。

その際、規範的内容の法定化、事後的関与等の代替手段により目的達成が可能なものの廃止、承認等の基準の明確化などにより、人事院の各省庁に対する規制を緩和する。

平成9年12月：行政改革会議最終報告

人事院は、労働基本権制約の代償措置としての「人事行政の公正の確保及び職員の利益保護」のためにふさわしい機能に集中し、その実効的な遂行を目指すことが重要である。このため、本来、行政執行に責任を有する政府が行うべき機能（個別の人事運用や組織運営にかかわる事項など）との整理を行うとともに、各任命権者による人事管理をより弾力的なものとする等人事院による統制の緩和を進めることも必要である。

平成10年法律第103号：中央省庁等改革基本法

第49条（中央人事行政機関の機能の分担の見直しの基本方針等）

- 1 政府は、中央人事行政機関としての人事院及び内閣総理大臣の機能の分担の在り方について、所要の見直しを行うものとする。この場合において、人事院について、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中するとともにその実効的な遂行が確保されることの重要性に配慮しつつ、内閣総理大臣について、各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のとれた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能の充実を図るものとする。
- 2 政府は、各任命権者の人事管理に関する責任を明確化し、行政運営に即応した機動的かつ弾力的な人事管理を実現するとともに、人事行政を簡素化、効率化するため、所要の措置を講ずるものとする。

平成12年12月閣議決定：行政改革大綱

中央人事行政機関等が、事前かつ個別・詳細に各組織の定数（給与） 機構・定員をチェックする仕組みを見直し、各行政機関ごとに総人件費・総定員の枠内で各主任大臣が組織・人事制度を設計・運用するシステムとする。

中央人事行政機関等は、あらかじめ明確な基準を設定するとともに、その遵守をチェックすることとする。

平成13年12月閣議決定：公務員制度改革大綱

政府全体の人事・組織マネジメントについて、これまでの枠組みを改め、人事行政の中立性・公正性を確保しつつ、国民に対して開かれたシステムの下で、国民を代表する国会に対して責任を持つ内閣及びその構成員たる各府省の主任大臣等が、行政を支える公務員の人事行政について主体的に責任を持って取り組んでいく枠組みとすることが必要である。さらに、中央人事行政機関等による人事・組織管理面での事前かつ詳細な制度的規制を見直すとともに、内閣及び各主任大臣等が機動的・弾力的に人事・組織マネジメントを行っていくことが必要である。